

つくば市議会会議規則の一部改正の概要

1 改正理由

発言場所についての規定の改正、発言の通告をしない議員の発言についての規定を削除及びオンライン会議システムによる会派代表質問及び一般質問の実施を可能とすることを規定する。

2 改正内容

- (1) 第51条 発言する場所を「議長が指定する場所」に改正する。
- (2) 第52条第2項 発言通告書への質問（会派代表質問及び一般質問）の要旨の記載については、第62条第4項に規定があるため削除する。
- (3) 第53条第1項及び第2項 発言通告を必要とする場合において、発言の通告をしない議員の発言は認めていないので、削る。
- (4) 第53条から第62条 第53条を削ったことにより、第54条から第62条までを1条ずつ繰り上げる。
- (5) 第61条第3項 会派代表質問及び一般質問について、新たに第52条第3項及び第4項を準用することを規定する。
- (6) 第62条として、オンライン会議システムによる会派代表質問及び一般質問の実施を可能とすることを規定する。
- (7) 第63条 第52条から質問についての規定を削除するため、引用条文を第52条から代表質問と一般質問条文にある（新）61条に改正する。

3 施行日

公布の日からとする。